

浅口市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による監査請求について、同条第5項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

令和3年4月5日

浅口市	監査委員	円尾	純也
同		香取	良勝

浅 監 第 5 号
令 和 3 年 4 月 1 日

請求人

(氏名省略) 様

浅口市 監査委員 円尾 純也
同 香取 良勝

浅口市職員措置請求に係る監査の結果について (通知)

令和3年2月1日付けで地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項の規定により提出された浅口市職員措置請求について、監査した結果を同条第5項の規定により、下記のとおり通知する。

記

1 請求の受付

(1) 請求人

住所 (住所省略)

氏名 (氏名省略)

(2) 請求書の提出日

令和3年2月1日

(3) 請求の内容

請求人が提出した浅口市職員措置請求書の内容は、次のとおりである。

住民監査請求書

浅口市監査委員様

令和3年2月1日

提出者 住所 (住所省略)

職業 (職業省略)

氏名 (氏名省略)

(趣旨)

浅口黒ニンニク研究会(以下、同研究会)は浅口市長より令和2年4月30日付で令和2年度浅口市産業団体等補助金交付決定を受けている。

同研究会は監査請求人が平成元年度浅口市産業団体等補助金に関し住民監査請求書を提出したとおり、平成元年度浅口市産業団体等補助金事業実績報告をするにあたり、領収証を改竄(虚偽記載)し、浅口市から令和元年度浅口市産業団体等補助金を不当に受け取った。

領収証を改竄し、公金である浅口市産業団体等補助金を不当に受け取った団体は浅口市が補助金を交付するにふさわしい団体ではない。

にも関わらず、浅口市が令和2年度も浅口市産業団体等補助金を交付することは断じて許されるものではない。

よって監査委員は市長に対し次のことを勧告するよう求める。

「市長は黒ニンニク研究会に対し、令和2年度浅口市産業団体等補助金の交付決定を取り消し、補助金を返還させる措置を講ずること」

地方自治法242条1項の規定により、別紙事実証明を添付の上、必要な措置を請求します。

添付書類

令和元年度黒ニンニク研究会に対する令和2年度浅口市産業団体等補助金交付決定通知書写し(浅口市長宛てに行った文書開示請求により開示された文書の写し)

(以上、内容は原文のまま掲載、ただし、添付書類は省略した。

なお、請求書中の平成元年度とあるのは、令和元年度と解した。)

(各書類省略)

(4) 請求の受理

本件措置請求については、法第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、令和3年2月9日に、請求書の受付日付けでこれを受理することを決定した。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

本件措置請求書から、請求人が求める措置内容を次のように解した。

浅口黒ニンニク研究会（以下「研究会」という。）は令和2年度浅口市産業団体等補助金交付にあたり、令和元年度の事業実績報告書において領収書を改ざん（虚偽記載）して提出し、公金である補助金を不当に受け取っているため、補助金交付を受けるにふさわしい団体ではない。

よって、市長に対して研究会に交付した令和2年度の産業団体等補助金の交付決定を取り消し、補助金を返還させる措置を講ずることを求める。

(2) 監査対象部局

産業建設部産業振興課

(3) 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、令和3年2月19日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。その際、同条第8項の規定に基づき、産業建設部産業振興課の職員（以下「関係職員」という。）を立ち会わせた。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

陳述の要旨は、おおむね次のとおりである。

令和元年度の補助金交付において、虚偽の申請を行って交付を受けている。このような団体に対して次年度も補助金を交付することは不適切である。よって令和2年度の交付決定も取り消しを求める。

(4) 関係職員の陳述

令和3年2月19日に関係職員から陳述の聴取を行った。その際、法第242条第8項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

陳述の要旨は、おおむね次のとおりである。

令和2年度分についても、令和元年度と同様当該団体に会計処理の管理体制を厳しく注意・指導し、他団体への補助金についても領収書の使途の確認を徹底するなど、厳正に審査を行いたい。

3 監査の結果

(1) 事実関係の確認

①関係法令等

(ア) 地方自治法

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

(イ) 浅口市産業団体等補助金交付要綱（平成18年浅口市告示第83号。以下「交付要綱」という。）

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 農林水産業、商工業及び観光における事業の推進及び調査に関する経費
- (2) 団体の施設における維持管理及び事務等に要する経費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

第3条 補助金の交付を受けようとする産業団体等は、別に定める日までに産業団体等補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体の規則等(制定されていない場合はこれに類するもの)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第4条 市長は、前条の書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、産業団体等補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付決定を行う場合、事業実施方法等について条件を付することができる。

(第5条～第8条省略)

第9条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金を交付するものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要と認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受け

ようとするときは、補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

第10条

市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 提出書類の記載に虚偽があったとき。
- (4) この告示に定める規定又はこの告示に基づく市長の指示に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、不正の行為があると認められたとき。

2 前項の規定は、第8条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第11条

市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超えて補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(第12条省略)

第13条

この補助金の交付に関しては、前各条に定めるもののほか、浅口市補助金等交付規則(平成18年浅口市規則第48号)の例による。

(ウ) 浅口市補助金等交付規則(平成18年浅口市規則第48号。以下「交付規則」という。)

第11条

補助事業者等は、法令の定め並びに補助金等の交付決定の対象となった事業計画及び交付決定に付した条件その他市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。補助金等を他の用途に使用してはならない。

(第12条～第23条省略)

第24条

補助事業者等は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を常に整備しておかなければならない。

(以下省略)

②本件補助金交付に係る事実（事実を確認した書類）

（ア）補助金の交付申請

補助金の交付申請に係る事務手続きについては、交付要綱第3条に定められており、令和2年4月16日付けで令和2年度の補助金交付申請書（申請額100,000円）が事業実施計画書、予算書、研究会規約、会員名簿とともに提出され、産業建設部産業振興課（以下「産業振興課」という。）において令和2年4月21日付けで受理していた。

（イ）補助金の交付決定

補助金の交付決定に係る事務手続きについては、交付要綱第4条に定められており、産業振興課は令和2年4月16日付けで提出された補助金交付申請書等を審査し、適当であると認め、令和2年4月30日付けで補助金交付決定通知書（交付決定額100,000円）を申請者へ通知していた。

（ウ）補助金の交付

補助金の交付に係る事務手続きについては、交付要綱第9条に定められており、補助金交付決定通知書の通知後の令和2年5月8日付けで補助金交付請求書（請求額100,000円）が提出され、産業振興課は令和2年5月25日に概算払いで交付していた。

（2）判断

令和元年度の事業実績報告書において領収書を改ざん（虚偽記載）して提出し、公金である補助金を不当に受け取っているため、令和2年度においても交付すべきでないことについて

法第232条の2では、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができると規定されており、本件において産業振興課は交付要綱に基づき補助金を交付している。

令和元年度の補助金交付については、事業実績報告について誤りが見つかったとのことで研究会より補助金の一部返金の申し出があり、産業振興課は再度精査したうえで補助金額を変更し、差額を返還させている。その内容は事業に必要なない私的購入品や研究会の懇親会で提供した酒類の領収書を「除草剤」として事業実績報告書に添付していたというものであった。これは書類の虚偽記載にあたるため本件措置請求書と同日付けで提出された令和元年度の補助金交付に関する職員措置請求の結果において、補助金交付決定の全部を取り消すのが妥当と判断している。

交付規則第11条では「善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等を他の用途に使用してはならない。」

とあり、さらに第24条では「補助事業者等は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を常に整備しておかなければならない。」とある。これらは補助金交付団体に対し、補助金が市税その他の貴重な財源で賄われていることに留意し、その用途に関し厳重な管理を求めているものである。

これらを踏まえると、いかなる団体に補助金を交付すべきかは市長の裁量権が及ぶものと考えるが、研究会は令和元年度において虚偽の事業実績報告を行っているため、補助事業の対象としての資格を有しているとは言い難く、前年度と同内容の事業計画でなされた令和2年度の補助金申請においても交付決定の全部を取り消すのが妥当と判断する。

4 結論

以上のことから、本件請求には理由があると認められるので、法第242条第5項の規定により、次のとおり勧告する。

5 勧告

市長は、研究会に対し令和2年度産業団体等補助金交付決定の全部を取り消し、令和3年5月7日までに既に交付された補助金の全額を返還するよう命じること。

6 意見

監査の結果は以上のとおりであるが、次のとおり意見を述べる。

同日付けで提出された令和元年度の補助金交付に関する職員措置請求の結果でも述べたが、補助金も公金であることに鑑み、交付団体が事業を行う際には担当部局はそのことを当該団体に十分認識するよう指導するとともに、行った事業に対する説明は市にもあることを意識しておくべきである。

また、補助金事業を所管する全ての部局は、自らの事務について再確認し、補助金交付団体に対し必要に応じ適切な支援や指導を行われたい。

交付決定等を行う立場にある市長はその責任の大きさを認識し、慎重かつ厳正な審査を行うよう求める。